


## つくば市記者会 御中

発信日：令和元年（2019年）12月20日（金）

発信元：つくば市経済部産業振興課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

# 「つくば市地酒等による乾杯の推進に関する条例」の制定について



令和元年（2019年）12月20日、12月つくば市議会定例会において、「つくば市地酒等による乾杯の推進に関する条例」の制定が全会一致で可決されました。本条例は、つくば市産の日本酒及びワインによる乾杯を推進することで、地酒等の普及促進を図り、地元産業振興の活性化や地域食文化への理解を高めるという目的があります。

つくば市内にある2軒の蔵元が平成30年度全国新酒鑑評会において金賞を受賞したこと、平成29年に内閣総理大臣からつくばワイン・フルーツ酒特区に認定されたこと、国際会議場にて講演会やシンポジウムなどが多数催されていることなどから、これらをつくば市をPRする絶好の機会ととらえ、議員提案により条例を制定しました（別添）。

本条例は、令和2年（2020年）1月1日から施行されます。

また、今後はSNS等において、ハッシュタグ「#kampaitsukuba」で普及活動を図っていきます。

## つくば市地酒等による乾杯の推進に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市産の日本酒及びワイン（以下「地酒等」という。）による乾杯を推進することにより、地酒等の普及促進を図り、もって市内産業の活性化に寄与することを目的とする。

### (市の役割)

第2条 市は、地酒等による乾杯の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第3条 地酒等の生産、販売等に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、地酒等による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

### (市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う地酒等による乾杯を推進するための取組に協力するよう努めるものとする。

### (嗜好等への配慮)

第5条 市、事業者及び市民は、この条例の施行に当たり、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

### 附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。